

○軽井沢町防災会議条例

昭和37年12月25日条例第7号

改正

昭和48年3月23日条例第14号
平成5年7月1日条例第20号
平成7年10月1日条例第27号
平成8年6月24日条例第13号
平成15年3月24日条例第2号
平成24年12月26日条例第29号

軽井沢町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、軽井沢町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 軽井沢町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 軽井沢警察署長
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び軽井沢消防署長
 - (7) 指定公共機関又は、指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長が必要であると認めて任命する者
- 6 委員の定数は40人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(防災会議の委任による処理)

第5条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議でこれを報告しなければならない。

(会長の専決事項)

第6条 会長の専決事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 軽井沢町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報収集すること。

(2) 軽井沢町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 軽井沢町地域防災計画の関係行政機関等における組織改正に関する事項又は、内容の軽易な事項の修正に関すること。

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に關し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月23日条例第14号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（平成5年7月1日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年10月1日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月24日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。